税理士法人
AIF事務所便り
2026.12.1/413 号



contents

◆ 食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し　税理士　珍田高穂

食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

一定の要件の下、企業が従業員に支給する食事を給与として課税しない食事支給に係る所得税非課税限度額について、令和 8 年 4 月 1 日より月額 3,500 円（税抜）から月額 7,500 円 (税抜) に大幅に引き上げられました。従業員の福利厚生に取り入れてはいかがでしょうか。

1． 概要

役員や使用人に支給する食事は、次の 2 つの要件をどちらも満たしていれば、給与として課税されません。

① 役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担していること。

② 次の金額が 1 か月当たり 7,500 円以下であること。

（食事の価額）－（役員や使用人が負担している金額）

※上記②の「7,500 円」以下であるかどうかの判定は、消費税および地方消費税の額を除いた金額をもって行うこととなります。

2． 食事の価額

① 弁当などを購入して支給している場合には、業者に支払う購入金額

② 社員食堂などで会社が作った食事を支給している場合には、食事の材料費や調味料など食事を作るために直接かかった費用の合計額

※食事を支給するのではなく、現金で食事代の補助をする場合には、深夜勤務者に夜食の支給ができないために 1 食当たり 650 円以下の金額を支給する場合を除き、補助をする全額が給与として課税されます。なお、残業または宿日直を行うときに支給する食事は、無料で支給しても給与として課税しなくてもよいことになっています。

3． 在宅勤務者に対する食券の取扱

国税庁が公表している FAQ によりますと、在宅勤務で業務を行う従業員の昼食の補助として、従業員に食券（電子的なものを含みます。）を支給する場合に関しまして、概要の要件に加えて、下記の条件を満たせば、その食券の支給は食事そのものを支給した場合と同視することができるものと考えられると記載されております。

・食券の利用は、従業員が在宅勤務を行う日において、契約した特定の飲食店での飲食又は飲食料品の購入（持帰り）でのみ利用可能（勤務日以外の利用や、アルコール類、飲食料品以外のものへの利用は不可）とする。

・食券の利用は、当社の従業員本人の食事代のみについて利用可能であり、従業員の親族等に係る食事代への利用は不可とする。また、食券を他人へ譲渡することを禁止する。

・食券の利用は、１回 2,500 円までとする。また、実際に要した食事代金が、食券の額面に満たない場合であっても、釣銭を受け取ることはできない。

・毎月交付された食券の未使用分については、翌月以降に繰り越して使用することができる。また、食券の利用可能期間は、交付日から１年とする。

税理士　珍田高穂